

山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和 38 年山梨県規則第 25 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、市町村が実施する空き家を活用した移住希望者向けお試し住宅の整備に要する経費の一部を県が予算の範囲内で補助することにより、移住希望者が本県での生活を体験できる機会の提供を図り、本県の定住人口確保に繋げることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家 県内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 移住希望者 県外から県内の市町村へ居所を移す意思があると当該市町村長が認める者をいう。
- (3) お試し住宅 移住希望者が移住前に、移住希望先の環境や暮らしぶりを体験するため、数日から月単位又はそれ以上の長期間滞在できる施設をいう。

(補助金の交付対象)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、市町村が空き家を所有し、又は 10 年以上借り受けて、移住希望者向けお試し住宅として改修する事業(以下「補助事業」という。)とし、補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) 委託料(設計等)
- (2) 工事費

(補助金の額)

第 5 条 知事が交付する補助金の額は、補助対象経費の 4 分の 1 以内の額とし、お試し住宅 1 件ごとに 50 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書(様式第 1 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 7 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査

し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（決定内容の変更）

第8条 前条の交付決定を受けた市町村長（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

（1）補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

（2）補助事業の目的の達成に支障がなく、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、事業の中止又は廃止の承認を補助事業者へ通知するものとする。

（事故報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

2 知事は前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者にその処理について指示することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書の審査を行い、必要に応じて現地調査を行うものとし、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払を行うものとする。ただし、必要があると認める場合には、交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

(様式第1号)

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助対象経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

2 事業計画

(1) 事業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 事業内容

事業内容		施工計画		備考
整備内容	施工場所	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	

(3) 経費区分

区分	総事業費 (A+B+C)	国交付金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)	備考
委託料	(円)	(円)	(円)	(円)	
工事費					
合計					

その他必要な書類を添付すること(必要に応じて県が指定する書類)

(様式第2号)

番
平成 年 月 日 号

市町村長 殿

山梨県知事

平成 年度山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第7条の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、次のとおり交付する。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金交付要綱を厳守すること。

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金については、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(注)様式第1号を準用し、変更前と変更後の補助対象経費、補助金交付申請額、事業内容及び経費区分が比較対照できるよう、変更前を()書きで上段に、変更後を下段に2段書きとすること。また、その他必要な書類を添付すること(必要に応じて県が指定する書類)。

(様式第4号)

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金
に係る事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県お試し住宅
整備促進支援事業費補助金に係る事業を、次の理由により中止(廃止)したいので、同
補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の期間

(様式第5号)

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、同補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

(注) 記載事項については、様式第1号(交付申請書)に準ずる。
ただし、添付書類については、申請時以降変更のない場合は省略できる。

(様式第6号)

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定(額の確定)のあった山梨県
お試し住宅整備促進支援事業費補助金について、次のとおり(精算払・概算払)を受け
たいので、同補助金交付要綱第13条第2項の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領済額	差引請求額
			-

(概算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	概算払受領済額	今回請求額	残額
			- -

3 振込先の金融機関名

金融機関名 _____ 支店名 _____

預金種別(当座・普通)

口座名 _____ No. _____

4 (概算払の場合)概算払を必要とする理由

(様式第7号)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県お試し住宅整備促進支援事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第17条第3項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類